

令和6年度

看護小規模多機能型居宅介護事業計画募集要項

募集要項の配布開始	令和6年12月13日(金)
質問書の受付期間	令和6年12月13日(金)から 令和7年1月10日(金)まで
質問回答期限	令和7年1月24日(金)
回答の閲覧期間	令和7年1月27日(月)から 令和7年3月7日(金)まで
事業計画の受付期間	令和7年2月10日(月)から 令和7年3月7日(金)まで
ヒアリング実施日	令和7年5月中旬(予定)
選定結果の通知	令和7年5月下旬(予定)

問合せ先 〒124-8555 葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区福祉部介護保険課
電話 03(3695)1111(代表)
内線 2366・2367
FAX 03(5698)1504
e-mail kaigo@city.katsushika.lg.jp

令和6年12月13日

葛 飾 区

目 次

1	募集の趣旨	3
2	募集する地域密着型サービス	3
3	事業計画提出の資格	3
4	運営・整備に関する条件	3
5	応募の手続き等	5
6	地域密着型サービス事業計画の選定	7
7	施設整備費、開設準備経費の補助について	8
8	施設整備費補助金を利用する場合の スケジュール（予定）について	9

（提出書類様式） 資料

- 様式1 地域密着型サービス事業計画の提出について
- 様式1-1 別紙 地域密着型サービス事業計画概要書
- 様式1-2 別紙 実施予定事業の定員等の計画
- 様式1-6 別紙 法人の沿革
- 様式2 役員（予定）名簿
- 様式3 事業計画書
- 様式4 代表者・管理者の経歴書
- 様式5 資金計画書
- 様式6 収支見込シミュレーション
- 様式7 地域密着型サービス事業実施に関する誓約書
- 様式8 地域密着型サービス事業計画の提出に伴う申立書
- 様式9 募集内容・募集条件に対する質問書

1 募集の趣旨

第9期葛飾区介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づき、要介護者等が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域密着型サービスの基盤整備を着実に推進するため、区内7つの日常生活圏域を踏まえた地域密着型サービス事業計画を募集する。

2 募集する地域密着型サービス

看護小規模多機能型居宅介護

※登録定員29人以下（宿泊定員5人から9人まで）

水元地区

金町・新宿地区

柴又・高砂地区

南綾瀬・堀切・お花茶屋地区

立石・四つ木地区

奥戸・新小岩地区

区内7つの日常生活圏域のうち
亀有・青戸地区を除く
左記6地区の中で1か所

3 事業計画提出の資格

(1) 次の各項目を全て満たしていることが必要である。

- ① 選定された事業計画に基づき事業を継続して運営する法人又は病床を有する診療所を開設している者であること。
- ② 法人設立手続中のものは、事業計画選定までに法人格を取得していること。
- ③ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその活動を支配するものではないこと。
- ④ 原則として令和7年度中に開設し、地域密着型サービスを提供することができること。
- ⑤ 介護保険サービス事業について、令和元年12月13日以降、当該法人が所轄庁から重大な文書指摘又は重大な行政処分を受けていないこと。
- ⑥ 借地・借家の場合、所有者と十分な協議を行い、賃借に関する基本的な合意を得ていること。

(2) 令和5年12月13日以降に選定を辞退した事業計画の提出者は、応募することができない。

4 運営・整備に関する条件

地域密着型サービス事業所の運営・整備に際しては、次の条件を満たすことを前提とする。

(1) 運営に関する基本的事項

- ① 「葛飾区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年葛飾区条例第5号）」で定める基準以上のものとし、介護

保険法上の指定事業者として事業を実施すること。具体的には「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」のとおり。

② 福祉サービス第三者評価を定期的に受審すること。

③ 開設後3か月分の運転資金を、自己資金として確保していること。

（2）整備に関する基本的事項

① 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）、葛飾区住居表示に関する条例（昭和38年葛飾区条例第14号）、葛飾区緑の保護と育成に関する条例（昭和50年葛飾区条例第55号）その他関係法令等を遵守し、より高い水準の施設の整備に努めること。

② 当該事業に供する土地及び建物については、当該事業以外の目的による抵当権その他当該事業の利用を制限するおそれのある権利が存しないことが、登記簿謄本等により確認できる状態にすること。

③ 借地・借家により当該事業所を設置する場合は、入居者の居住の継続性を確保するため、事業開始から20年以上事業を継続できるよう借地・借家契約を締結すること。

④ 計画地が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条に規定する埋蔵文化財包蔵地である場合は、区所管課と連携を図り、確認調査等必要な手続きが実施され、建物の建築ができる状態であること。また、既に家屋などが建造されている土地の場合には、別途区所管課に確認し、その指示に従うこと。

⑤ 計画地が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条、第4条及び第5条に規定する土地である場合は、土壤汚染状況調査及び汚染土壤の除去等がなされ、建物の建築ができる状態であること。

⑥ 新耐震基準（昭和56年の建築基準法施行令改正以降の基準）を満たしていない建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく耐震改修計画の認定を受け、当該耐震改修を行うこと。

（3）その他

① 事業計画を提出するにあたり、運営及び整備に係る関係法令等を十分に確認しておくこと。

② 事業開始後は、区へ区民の利用状況等を定期的に報告するとともに、区が必要に応じて行う調査に協力すること。

5 応募の手続き等

(1) 申込時に必要な書類

- ① 地域密着型サービス事業計画の提出について（様式1）
 - ② 地域密着型サービス事業計画概要書（様式1-1別紙等）
 - ③ 法人登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行されたもの）
 - ④ 法人の定款（最新のもの）
 - ⑤ 給与規程（最新のもの）
 - ⑥ 就業規則（最新のもの）
 - ⑦ 役員（予定）名簿（様式2）
 - ⑧ 収支予算書（令和6年度分）
 - ⑨ 決算報告書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、附属明細書（勘定科目明細書）（過去3年分））
 - ⑩ 事業計画書（様式3）
 - ⑪ 代表者・管理者の経歴書（様式4）
 - ⑫ 資金計画書（様式5）及び建築・設備費の積算根拠がわかる書類（様式自由）
 - ⑬ 収支見込シミュレーション（様式6）及び積算根拠がわかる書類（様式自由）
（併設する介護サービス事業所等がある場合は、全事業分及び事業毎に作成すること）
 - ⑭ 過去3年分（同一月日）の残高証明書（法人名義の全口座）
 - ⑮ 建物計画図（各階平面図（室別の内法面積が記入してあるもの）、立面図、配置図）
 - ⑯ 事業所開設予定地の地図（周辺の状況がわかるもの）
 - ⑰ 現況の写真（提出日前1か月以内に撮影したもの）数枚
 - ⑱ 現在指定されている介護保険サービス事業者に関する資料（パンフレット可）
 - ⑲ 土地、建物の登記簿謄本、公図の写し（提出日前3か月以内に発行されたもの）
 - ⑳ 借地・借家（賃貸借）又は土地・建物を購入する場合は、借地・借家（賃貸借）又は土地・建物の購入の契約の締結に係る「予約契約書」、「確約書」又は「覚書」等の写し（様式自由）
 - ㉑ 地域密着型サービス事業実施に関する誓約書（様式7）
 - ㉒ 地域密着型サービス事業計画の提出に伴う申立書（様式8）
- ※ 法人設立手続中のものについては、③、⑤、⑥、⑨、⑭、⑱の提出は不要であるが、法人設立に係る証拠書類（設立申請書）、資産状況が確認できる書類（資産目録、贈与契約（確約）書の写し）を提出すること。

(2) 申込方法

- ① (1)の申込時に必要な書類を以下のア～ウの通り、提出すること。
なお、提出日時を過ぎてから選定結果が文書で通知されるまでの間は、事業計画の取下げは認められないので、事業計画の提出には慎重を期すこと。

ア 申込書及び添付書類 正本1部 副本1部

(1)の書類を番号順に並べ、フラットファイル(A4-S版)に綴じ込み、表題及び背表紙に地域密着型サービス種別及び法人名を明記、各書類の右側に

項目ごとの提出書類名のインデックスをつけ、正本、副本（写）を1部ずつとすること。

イ 申込書概要版 提出部数8部

(1) ②⑩⑮⑯⑰の書類を番号順に並べ、それぞれページ番号を記載した上でフラットファイル（A4-S版）に綴じ込み、各書類の右側に項目ごとの提出書類名のインデックスをつけ、表題に「看護小規模多機能型居宅介護事業計画申込書（概要版）」と明記すること。

ウ 財務状況等関係書類 提出部数1部

(1) ⑧⑨⑫⑬⑭の書類を番号順に並べ、フラットファイル（A4-S版）に綴じ込み、各書類の右側に項目ごとの提出書類名のインデックスをつけ、表題に「看護小規模多機能型居宅介護事業計画申込に係る財務状況等関係書類」と明記すること。

※イ、ウの書類については、応募法人名や運営施設名等を入れずに提出すること。また、提出する資料の中に、既に応募法人名や運営施設名等（ロゴマーク等も含む。）の記載がある場合には、添付書類を含めすべての書類について黒塗りをした上で提出すること。

② 提出日時及び場所

ア 日時 令和7年2月10日（月）～令和7年3月7日（金）

（午前8時30分～午後5時、ただし土・日・祝日を除く。）

イ 場所 葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区福祉部介護保険課 事業者係

担当 河辺・尾形・山内

電話 03（3695）1111（代表）

内線 2366・2367

※ 電話予約をしてから来庁のこと。

(3) 質問及び回答（募集内容・募集条件に係る質問）

① 質問の方法等

質問の要旨を簡潔にまとめ、募集内容・募集条件に対する質問書（様式9）に記入のうえ持参、または電子メールで行う。電子メールの場合は、必ず受信確認の電話連絡等を行うこと。

これ以外の方法（電話、郵送、口頭等）での質問は受け付けない。

② 質問書の受付期間

令和6年12月13日（金）～令和7年1月10日（金）

（午前8時30分～午後5時、ただし土・日・祝日及び年末年始（12月28日～1月5日）を除く。）

持参の場合は、電話予約をしてから来庁のこと。

募集内容・募集条件についての質問は、これ以外の期間は受け付けない。

③ 提出場所 〒124-8555 葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区福祉部介護保険課 事業者係

担 当 河辺・尾形・山内
電 話 03（3695）1111（代表）
内 線 2366・2367
e-mail kaigo@city.katsushika.lg.jp

④ 質問に対する回答

受け付けた質問は、令和7年1月24日（金）までに質問者に回答する。

申込みの意思があり身分の証明をした者は、葛飾区福祉部介護保険課において、質問者名を除き、原則として質問の内容及び回答を閲覧することができる。

閲覧は、令和7年1月27日（月）～令和7年3月7日（金）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし土・日・祝日を除く。

(4) 追加書類の提出

提出日時を過ぎてからの申込書類の差替え及び追加書類の提出は原則受付けない。ただし、区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(5) 著作権の帰属等

申込書類及び計画書類等の著作権は、申込者に帰属する。

ただし、区は、事業予定者の公表等必要な場合には、申込書類及び計画書類等の内容を無償で使用できるものとする。

提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しない。提出された計画書類等は葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号）に基づき公開されることがある。

(6) 費用の負担

本募集に関して要する費用は、全て申込者の負担とする。

(7) 資料の取扱い

区が提供する資料は、募集に係わる検討以外の目的で使用することを禁ずる。

また、この検討の目的の範囲であっても、区の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させる又は内容を提示することを禁ずる。

6 地域密着型サービス事業計画の選定

(1) 事業計画の選定方法

① 書類審査

提出書類の記載内容について審査を行う。

② プレゼンテーション及びヒアリング審査

(4)の審査項目について、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。この審査にあたっては、プロジェクターの使用が可能であるが、機材の貸し出しは行わない。投影できる資料は、事業提案書内で記載されている内容を要約したもの又は図式化したものとし、事業提案書内に記載のない内容については審査の対象にはならない。また、当該審査に当たって追加の資料等は配布しないこと。投影する資料については応募法人名や運営施設名等（ロゴマーク等も含む。）がわからないようにすること。なお、プレゼンテーションには、本業務の責任者予定

の者（事業所の管理候補者等）を必ず含めること。

実施日及び場所等については、事業計画提出後、通知する。

③ 審査の結果、選定する事業計画なしとする場合がある。

(2) 選定の手順

① 書類審査及びヒアリング審査の結果を総合的に審査し、サービス種別ごとに事業計画を点数化し、一定の水準を満たした事業計画を優秀事業計画とする。

② 優秀事業計画のうち、得点上位から順に募集数以内の計画を最優秀事業計画として選定する。

③ 最優秀事業計画以外の優秀事業計画のうち、最も得点の高い計画を次点とする。

④ 最優秀事業計画以外の優秀事業計画のうち、次点の次に得点の高い計画を次次点とすることができる。

⑤ 最優秀事業計画の提出者が、当該選定結果通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に選定を辞退した場合は、次点の事業計画を選定する。なお、次次点の事業計画の取扱いについては、次点の取扱いを準用する。

※ 選定後、事業計画の内容に虚偽等があった場合などは選定を取消すことがある。また、事業計画の選定をもって事業者指定を行うものではない。指定基準等に該当しない場合は指定を行わない。

(3) 応募概況及び選定結果の公表

応募の概況、選定された事業計画の概要及び法人名については、公表する。

応募した全ての法人に対しては、当該法人の選定結果に限り、令和7年5月下旬（予定）に文書をもって通知する。

(4) 審査項目

① 法人等の管理運営体制、運営実績、経験、財務状況

② 利用者が過ごす環境の整備

③ 利用者へのサービス

④ 地域等との連携

⑤ 人員配置について

⑥ 建設予定地について など

7 施設整備費、開設準備経費の補助について

(1) 事業計画が選定されたことをもって区の補助金の交付が約束されるものではない。

(2) 令和6年度補助金の概要（参考）は別添資料のとおり。なお、区の補助金は、区の予算成立後に、東京都との協議を経て決定するため、区の補助金額が変更になる可能性があるので注意すること。

(3) オーナー型（土地・建物の所有者が地域密着型サービスに供する建物を新築又は改修し、事業者賃貸するもの）は、施設整備費補助金の対象にはならない。

(4) 補助金の利用を希望する場合は、区が都の補助内示を受けた後に、建築工事の入札を実施し、工事契約締結後、建築工事に着工となる。

(5) 補助基準額より実際の工事費が低い場合は、補助上限額までの補助金は見込めな

いので、注意すること。

- (6) 補助金を活用して事業を計画する場合は、事業計画の提出前に必ず以下の担当者まで相談すること。

なお、補助金を活用した後、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める期間を経過する前に事業を廃止するときは、補助金の返還が必要になる。

補助金についての問い合わせ先

葛飾区福祉部福祉管理課 施設整備法人指導係

担当 佐々木・浅野 電話 03(3695)1111 (代表)

内線 2314・2303

- 8 施設整備費補助金を利用する場合のスケジュール（予定）について
- | | |
|-------|------------|
| 区との協議 | 令和7年6月初旬以降 |
| 補助申請 | 令和7年6月下旬 |
| 補助内示 | 令和7年8月以降 |